

## 第 8 章 児 童 福 祉

### 1 目黒区子ども総合計画 <子育て支援課子育て支援推進係>

子どもに関する施策を総合的に展開するため、「目黒区子ども条例」に基づき5か年計画の「子ども総合計画」を策定している。また、令和2年3月に目黒区子ども総合計画を改定し、毎年度、計画に掲げた各事業の進捗状況を検証しながら、取組を進めている。

#### (1) 計画の性格

この計画は、以下のような位置づけである。

- ・「目黒区子ども条例」第5条第1項に基づく子ども総合計画である。
- ・「目黒区基本計画」の補助計画とする。
- ・次の関連計画を含んでいる計画である。

子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく区市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく区市町村が策定する行動計画、「児童福祉法」第56条の4の2第1項に基づく区市町村が定める保育計画、及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく区市町村が策定する子どもの貧困対策の計画

- ・次の関連計画との整合を図った計画とする。

「実施計画」「行革計画」「男女平等・共同参画推進計画」「保健医療福祉計画」「健康めぐろ21」「障害者計画」「都市計画マスタープラン」「住宅マスタープラン」「生涯学習実施推進計画」「学校教育プラン」「みどりの基本計画」など

#### (2) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。ただし、社会経済状況の変化等により必要に応じて見直しを行う。

## 2 手 当

### (1) 児童手当 <子育て支援課手当・医療係>

児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、支給されるものである。

〔支給月額〕（令和6年3月31日現在） 該当児童1人につき

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ① 所得制限額未満の場合         |          |
| 0歳～3歳未満              | 15,000円  |
| 3歳～小学生（第1子・第2子）※     | 10,000円  |
| 3歳～小学生（第3子以降）※       | 15,000円  |
| 中学生                  | 10,000円  |
| ② 所得制限額以上、所得上限額未満の場合 |          |
| 0歳～中学校修了前            | 一律5,000円 |
| ③ 所得上限額以上の場合         | 支給なし     |

※高校生以下の児童のみで数える

〔対 象〕 区内に住所があり、中学校修了（15歳到達後、最初の3月31日）までの児童を養育している方

〔所得制限額および所得上限額〕

扶養親族等の数	所得制限額	所得上限額
0人	6,220,000	8,580,000
1人	6,600,000	8,960,000
2人以上	1人につき380,000円加算	1人につき380,000円加算

〔その他〕 寄附制度あり

〔支給方法〕 原則として、申請のあった月の翌月から開始し、6月、10月、2月の各月に、それぞれの前月までの分が支給される。

〔実績〕

(年度末現在)

年度	支給区分	受給者数 (人)	支給児童数(人)				合計
			0歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校	(うち第3 子以降)	中学生	
3	児童手当	9,992	3,318	9,508	(596)	1,968	14,794
	特例給付	8,865	2,268	9,395	(627)	2,153	13,816
	合計	18,857	5,586	18,903	(1,223)	4,121	28,610
4	児童手当	9,471	3,090	9,026	(573)	1,933	14,049
	特例給付	2,590	781	2,567	(135)	513	3,861
	合計	12,061	3,871	11,593	(708)	2,446	17,910
5	児童手当	9,446	3,087	8,991	(572)	1,932	14,010
	特例給付	2,580	780	2,555	(134)	514	3,849
	合計	12,026	3,867	11,546	(706)	2,446	17,859

※令和4年6月分手当から、所得上限額が適用

※所得制限額以上所得上限額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給

## (2) 児童育成手当 <子育て支援課手当・医療係>

児童育成手当は、ひとり親家庭や障害児を扶養している家庭等を対象に、児童の福祉の増進に資するため、支給されるものである。児童育成手当には、育成手当と障害手当がある。

### ア 児童育成手当(育成手当)

〔支給月額〕 (令和6年3月31日現在) 該当児童1人につき 13,500円

〔対象〕 18歳に到達以後最初の3月31日までの、次のいずれかの状態にある児童を養育している方。

- ① 父母が離婚。
- ② 父又は母が死亡、生死不明。
- ③ 父又は母に1年以上遺棄されている。
- ④ 婚姻によらないで生まれ、父又は母から扶養されていない。
- ⑤ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている。
- ⑥ 父又は母に重度の障害がある。
- ⑦ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている。

ただし、規則で定める施設に入所しているときは支給されない。

〔所得制限額〕

扶養親族等の数	0人	1人	2人以上
請求者の所得 (円)	3,604,000	3,984,000	1人につき380,000円加算

※ 平成14年6月1日から適用

〔支給方法〕 原則として、申請のあった月の翌月から開始し、6月、10月、2月の各月に、それぞれの前月までの分が支給される。

〔実績〕 (各年度末現在)

年度	児童育成手当	
	受給者数(人)	支給児童数(人)
3	1,097	1,429
4	1,079	1,404
5	1,093	1,407

※ 障害手当との併給者含む

### イ 児童育成手当(障害手当)

〔支給月額〕(令和6年3月31日現在) 該当児童1人につき 15,500円

〔対象〕 20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかにあてはまるかたを養育している方。

- ① 愛の手帳1～3度程度の児童
- ② 身体障害者手帳1～2級程度の児童
- ③ 脳性マヒ又は進行性筋萎縮症の児童

ただし、規則で定める施設に入所しているときは支給されない。

〔所得制限額〕 児童育成手当(育成手当)に同じ

〔支給方法〕 児童育成手当(育成手当)に同じ

〔実績〕 (各年度末現在)

年度	障害手当	
	受給者数(人)	支給児童数(人)
3	77	89
4	76	77
5	69	70

※ 育成手当との併給者含む

### (3) 児童扶養手当 <子育て支援課手当・医療係>

児童扶養手当は、父または母と生計を異にしているひとり親家庭等の児童を養育している家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の向上を図ることを目的として、これらの児童のいる家庭の母、父または養育者に支給される。

〔支給月額〕(令和6年3月31日現在) 手当額は所得に応じて10円刻みで決定

第1子 44,140円～10,410円

第2子 10,420円～5,210円

第3子以降 児童1人につき6,250円～3,130円

〔対象〕 18歳に到達以後最初の3月31日まで(中度以上の障害がある場合は、20歳未満)で、次のいずれかの状態にある児童を養育している方。

- ① 父母が離婚。
- ② 父又は母が死亡、生死不明。
- ③ 父又は母に1年以上遺棄されている。
- ④ 婚姻によらないで生まれ、父又は母から扶養されていない
- ⑤ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている。
- ⑥ 父又は母に重度の障害がある。

⑦ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童。

ただし、以下の場合は支給されない。

- ① 公的年金受給額（一部除外あり）が児童扶養手当額以上のとき。
- ② 児童福祉施設（母子生活支援施設等を除く）に入所しているとき。
- ③ 扶養義務者等の所得が下記の所得制限を超えているとき。

〔所得制限額〕

扶養親族等の数	0人	1人	2人以上
請求者本人の所得 （全部支給の場合）（円）	490,000	870,000	1人につき380,000円加算
請求者本人の所得 （一部支給の場合）（円）	1,920,000	2,300,000	
孤児等の養育者、配偶者及 び扶養義務者の所得（円）	2,360,000	2,740,000	

※ 平成30年8月1日から適用

〔支給方法〕 原則として、申請のあった月の翌月から開始し、5月、7月、9月、11月、1月、3月の各月に、それぞれ前月までの分が支給される。

〔実績〕 (各年度末現在)

年度	3	4	5
受給者数（人）	720	687	688

#### （4）特別児童扶養手当 <子育て支援課手当・医療係>

特別児童扶養手当は、20歳未満で心身に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を監護している父母又は養育者に支給される。

〔支給月額〕（令和6年3月31日現在） 重度障害児 1人につき 53,700円  
 中度障害児 1人につき 35,760円

〔対象〕 20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している方。ただし、児童が施設（一部除外施設あり）に入所しているとき、児童が障害を理由とする公的年金を受けているとき、請求者等の所得が下記の所得制限額以上であるときは支給されない。

- ① 愛の手帳1～3度程度の児童
- ② 身体障害者手帳1～3級程度の児童
- ③ 上記の①②と同程度の疾病もしくは身体又は精神の障害のある児童

〔所得制限額〕

扶養親族等の数	0人	1人	2人以上
請求者本人の所得（円）	4,596,000	4,976,000	1人につき380,000円加算
配偶者・扶養義務者の所得（円）	6,287,000	6,536,000	1人につき213,000円加算

※ 平成14年8月1日から適用

〔支給方法〕 原則として、申請のあった月の翌月から開始し、4月、8月、12月の各月に、それぞれの前月までの分が支給される。（12月期の手当は11月に支給）

〔実績〕 (各年度末現在)

年度	3	4	5
受給者数（人）	89	102	103

(5) 令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（令和5年度のみ） <子育て支援課手当・医療係>

物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対する国の支援措置として、非課税等の子育て世帯（高校生以下）に対して給付を行った。

〔給付額〕 50,000円（児童1人あたり）

〔受給児童数〕 3,239人

(6) 令和5年度目黒区子育て応援給付金 <子育て支援課手当・医療係>

物価高騰等の影響を受けた子育て世帯に対して心労を見舞い、子育てを応援するため給付を行った。

〔給付額〕 10,000円（児童1人あたり）

〔受給児童数〕 37,637人

3 子ども医療費助成 <子育て支援課手当・医療係>

子どもに対し、保険医療の自己負担分を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的としている。

〔対象〕 区内に居住し、健康保険に加入している18歳に達する日以後最初の3月31日までのかた。（就学・就労・婚姻しているか否かは問わない。）

（令和4年度までは15歳に達する日以後最初の3月31日までのかた）

ただし、生活保護受給者、児童福祉法に規定する児童福祉施設入所者（母子生活支援施設等を除く）、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている子どもは対象にならない。

〔助成方法〕 医療保険を扱う病院等の窓口で、電子資格確認を受ける場合は医療証を、受けない場合は被保険者証と医療証（「乳」医療証、「子」医療証）又は「青」医療証）を提示することにより、保険医療費の自己負担分が助成される。この制度による診療を取り扱わない病院等で診療を受けたときは、保険医療費の自己負担分を支払い、後で領収書（総点数等必要項目が記入されているもの）を添えて子育て支援課手当・医療係に申請して払い戻しを受けることになる。

〔実績〕

（各年度末現在）

年 度	3	4	5
医療証交付者数（人）	32,453	32,323	37,373
医療助成費支払件数（件）	494,771	513,515	670,877

4 保育所・認証保育所・家庭福祉員

(1) 保育所 <保育課保育係>

保育所は、保護者の就労、疾病等の理由により保育を必要とする乳幼児を、保護者の委託を受けて保育するための施設である。

本区の保育所は、私立83所を含め98所設置されている。

保育時間については、7時15分から18時15分までを基本とし、保護者の就労その他の都合に応じ、保育を実施している。さらに、以下のとおり延長保育を実施している。

	19時15分まで	20時15分まで	21時15分まで
区立	14園	1園	
私立	21園	60園	2園

0歳児保育は、区立15所と私立74所で開催しているが、そのうち産休明け保育（生後57日以上）については、区立15所と私立70所で開催し、乳児保育の充実を図っている。

また、区立保育所15所で開催一時保育を実施している。

公私立保育所一覧

(令和6年4月1日現在)

	保育所名	保育開始年齢	年齢別構成定員						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
区立	駒場保育園	0歳(57日以上)	6	10	12	14	14	14	70
	菅刈保育園	0歳(57日以上)	6	21	22	23	23	23	118
	第二上目黒保育園	0歳(57日以上)	6	10	14	14	14	18	76
	田道保育園	0歳(57日以上)	9	18	20	23	23	23	116
	不動保育園	0歳(57日以上)	6	7	10	15	15	15	68
	中町保育園	0歳(57日以上)	6	9	10	24	24	24	97
	祐天寺保育園	0歳(57日以上)	9	13	13	14	14	14	77
	中央町保育園	0歳(57日以上)	6	9	11	23	23	23	95
	目黒本町保育園	0歳(57日以上)	9	11	16	21	21	21	99
	原町保育園	0歳(57日以上)	9	24	25	27	27	27	139
	南保育園	0歳(57日以上)	9	18	20	22	22	22	113
	ひもんや保育園	0歳(57日以上)	3	8	9	22	28	28	98
	第三ひもんや保育園	0歳(57日以上)	6	9	10	15	20	20	80
	大岡山保育園	0歳(57日以上)	9	21	23	25	25	25	128
	八雲保育園	0歳(57日以上)	6	20	24	27	28	28	133
区立計			105	208	239	309	321	325	1,507
私立	BunBu 学院 Jr.中目黒園	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22		60
	目黒東山ちとせ保育園本園	1歳クラス以上	0	15	15	20	40		90
	目黒東山ちとせ保育園分園 (目黒天空ちとせ保育園)	0歳(57日以上)	6	12	12	15	30		75
	双葉の園ひがしやま保育園	0歳(57日以上)	9	26	26	26	52		139
	キッズハウス池尻大橋	0歳(4か月以上)	6	10	11	11	25		63
	野のゆり保育園	0歳(57日以上)	6	8	8	8	16		46
	双葉の園保育園	0歳(57日以上)	12	31	32	30	60		165
	のぞみ保育園	0歳(57日以上)	9	15	15	14	26		79
	アソシエ大橋保育園	0歳(57日以上)	6	10	12	12	24		64
	中目黒駅前保育園	0歳(57日以上)	8	9	10	11	22		60
	中目黒ちとせ保育園	0歳(57日以上)	6	9	11	11	23		60
	桑の実中目黒保育園	0歳(57日以上)	6	8	10	12	24		60

保育所名	保育開始年齢	年齢別構成定員					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳・5歳	計
上目黒桜祐保育園	0歳(6か月以上)	6	24	24	26	52	132
コビープリスクール かみめぐろ	0歳(57日以上)	6	14	15	15	30	80
キッズガーデン上目黒	0歳(57日以上)	6	8	9	9	18	50
桜のこみち保育園	0歳(57日以上)	6	12	13	13	26	70
キッズガーデン中目黒	0歳(90日以上)	9	12	12	12	25	70
中目黒どろんこ保育園	0歳(57日以上)	9	10	12	13	26	70
目黒三田保育園 キミミライト	1歳クラス以上	0	9	10	12	24	55
目黒保育園	0歳(57日以上)	9	17	18	18	38	103
キッズガーデン目黒三丁目	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
さくらさくみらい目黒	1歳クラス以上	0	10	12	12	26	60
アソシエ目黒おとしり保育園	0歳(57日以上)	6	12	12	12	24	66
アンジェリカ下目黒2丁目 保育園	0歳(57日以上)	6	12	12	0	0	30
アソシエ下目黒保育園	0歳(57日以上)	6	11	12	14	27	70
まなびの森保育園目黒	1歳クラス以上	0	10	12	12	26	60
みらいく下目黒園	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
さくらさくみらい 下目黒	0歳(57日以上)	6	8	10	12	24	60
グローバルキッズ目黒園	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
アソシエ不動保育園	0歳(57日以上)	6	10	12	12	24	64
アンジェリカ下目黒6丁目 保育園	0歳(57日以上)	6	12	12	24	48	102
ミアヘルサ保育園ゆらりん 下目黒	0歳(57日以上)	9	24	24	31	59	147
油面ちとせ保育園	0歳(57日以上)	6	10	10	11	23	60
アソシエ油面公園保育園	0歳(57日以上)	9	10	12	12	24	67
夢花保育園	0歳(57日以上)	6	20	22	24	48	120
アスク上目黒保育園	0歳(57日以上)	6	10	12	12	20	60
アソシエ祐天寺西保育園	0歳(57日以上)	9	12	12	12	24	69
くれよん保育園本園	0歳(57日以上)	6	8	10	0	0	24
くれよん保育園分園	3歳クラス以上	0	0	0	10	20	30
AIAI NURSERY 祐天寺	0歳(57日以上)	4	5	5	5	10	29
蓮美幼児学園 祐天寺ナーサリー	0歳(57日以上)	6	8	9	9	18	50
しいのき保育園	0歳(57日以上)	12	20	29	30	60	151
にじいろ保育園学芸大学	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
ちやいれっく祐天寺駅前 保育園	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60

保育所名	保育開始年齢	年齢別構成定員					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳・5歳	計
みらいく鷹番園	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
目黒かえで保育園	0歳(57日以上)	6	10	12	14	32	74
まなびの森保育園学芸大学前	0歳(57日以上)	6	24	24	24	48	126
第二ひもんや保育園	0歳(57日以上)	9	14	15	15	30	83
アンジェリカ目黒本町保育園	0歳(57日以上)	9	10	11	11	22	63
西小山すみれ保育園	0歳(57日以上)	6	8	9	9	18	50
にじいろ保育園原町	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
蓮美幼児学園 西小山ナーサリー	0歳(57日以上)	6	8	10	12	24	60
ポピンズナーサリー スクール洗足	0歳(57日以上)	6	8	9	9	18	50
グローバルキッズ大岡山園	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
ピュアリー目黒南保育園	0歳(57日以上)	6	8	10	12	24	60
ここいく保育園碑文谷	0歳(57日以上)	6	6	7	7	14	40
さくらさくみらい碑文谷	0歳(57日以上)	6	8	10	12	24	60
目黒碑文谷雲母保育園	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
碑文谷もみじの森保育園	0歳(57日以上)	9	10	12	15	30	76
アソシエ学芸大学東保育園	0歳(57日以上)	9	12	12	12	24	69
アソシエ学芸大学南保育園	0歳(57日以上)	6	12	13	13	26	70
さくらさくみらい学芸大	1歳クラス以上	0	9	12	13	26	60
さくらさくみらい鷹番	0歳(57日以上)	6	10	12	14	28	70
アソシエ都立大学保育園	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
ポピンズナーサリー スクール都立大学	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
さくらさくみらい都立大	1歳クラス以上	0	11	11	12	26	60
モニカ都立大園	0歳(57日以上)	6	10	12	16	32	76
緑丘保育園	0歳(57日以上)	9	10	11	11	22	63
いいほいくえん自由が丘	1歳クラス以上	0	10	10	10	20	50
にじいろ保育園自由が丘	0歳(57日以上)	9	12	14	15	30	80
アソシエ自由が丘保育園	0歳(57日以上)	6	12	13	13	26	70
にじいろ保育園自由が丘 目黒通り	0歳(57日以上)	9	10	12	16	32	79
アソシエ柿の木坂マミー 保育園	0歳(57日以上)	6	8	9	9	18	50
スクルドエンジェル保育園 柿の木坂園	1歳クラス以上	0	8	8	11	22	49

保育所名	保育開始年齢	年齢別構成定員					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳・5歳	計
アソシエ柿の木坂保育園	0歳(57日以上)	6	10	12	14	28	70
アソシエ八雲ママン保育園	0歳(57日以上)	9	12	12	12	24	69
アスクバイリンガル保育園 やくも	0歳(57日以上)	3	10	10	9	18	50
にじいろ保育園八雲	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
ナーサリールーム ベリーベアー八雲	0歳(57日以上)	6	12	13	13	26	70
東が丘保育園	0歳(6か月以上)	6	12	13	15	30	76
アイグラン保育園東が丘	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
にじいろ保育園東が丘	0歳(57日以上)	6	10	12	14	28	70
ウイズブック保育園東が丘	0歳(57日以上)	6	10	11	11	22	60
私立計		501	935	1,029	1,089	2,186	5,770

## (2) 保育所への入所 <保育課保育施設利用係>

保育の必要な乳幼児のために、その程度の高い順に保育所での保育の実施を行っている。

保育所年齢別在籍児数

(令和6年4月1日現在)

年度		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	
3	定員	公立	138	268	303	367	708	1,784
		私立	506	936	1,032	1,101	2,210	
	在籍児数	公立	126	260	280	338	660	1,664
		私立	372	866	871	816	1,343	4,268
4	定員	公立	129	254	288	324	692	1,687
		私立	509	946	1,042	1,114	2,234	5,845
	在籍児数	公立	105	231	280	286	600	1,502
		私立	373	876	952	895	1,551	4,647
5	定員	公立	114	215	280	320	678	1,607
		私立	504	939	1,033	1,096	2,203	5,775
	在籍児数	公立	101	210	266	290	592	1,459
		私立	371	870	940	919	1,615	4,715

## (3) 私立保育所に対する法外援護の状況 <保育課保育施設運営係>

区では、私立保育所に対して各種の援護を行っている。これは、保育内容の充実に要する経費を助成することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的として行うものである。

私立保育所各種援護実績

(各年度対象児童数・対象施設数)

区分	3	4	5
対象児童数	延53,451	延57,010	延57,834
対象施設数	80	81	81
運営費等	運営費助成、職員処遇費、延長保育経費等		

## (4) 認証保育所に対する補助の状況 <保育課保育係>

区では、認証保育所に対して、各種の補助を行っている。これは、区が施設の運営に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として行うものである。

認証保育所一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	定員	施設名	所在地	定員
東大駒場地区保育所	駒場3-8-1	40	モンテッソーリ学芸大学 子どもの家	鷹番2-2-10 101	34
エデュケアセンター・ めぐろ	東山3-10-7	55	たけのこ保育園	自由が丘1-3-17	38
アンジェリカ保育園 中目黒園	上目黒2-44-23	40	ミアヘルサ保育園 ゆらりん自由が丘	自由が丘1-25-20 2F	40
ニコニコ保育園	中町1-39-7 1・2F	31	マグハウス都立大学	中根2-11-4 1F	34
共同保育所 コロちゃんの家	目黒本町3-12-15	29			

認証保育所運営費補助

(補助延べ人数)

年度	3	4	5
認証保育所運営費	3,961	3,538	3,566

※ 運営費の他、定員充足支援費、看護師配置経費、障害児保育加算費、施設賃借経費を該当施設に対し補助

(5) 家庭福祉員（保育ママ）制度 <保育計画課保育施設整備係、保育課保育施設利用係>

この制度は、保育士、教員、助産師、保健師、看護師のいずれかの資格があり、児童養育の経験を有し、家族に6歳未満の児童のいない満25歳以上の方が、保護者が勤めている等の理由で、昼間保育をする人がいない事情にある生後6か月以上満3歳未満の乳幼児を自宅等（原則として、1階に9.9㎡以上の部屋があること）で保育する制度である。

区では、児童の保護者から保育委託の申請を受けたときは、利用調整の上、家庭福祉員に紹介を行い、紹介を受けた家庭福祉員は、保護者と児童の保育委託に関する必要事項を協議の上、契約をすることになっている。家庭福祉員は少人数の児童を、家庭福祉員の自宅等で家庭的な雰囲気を保ちながら保育できるという特徴をもち、保育所における集団保育とは異なる意義を持っている。

また、区は、児童の保育受託をしている家庭福祉員に対し、運営費等の補助を行っている。

〔実績〕

(各年度4月1日現在)

年度	家庭福祉員 登録者数	受託契約をした 家庭福祉員数	受託児童数			
			0歳	1歳	2歳	計
4	7	6	0	6	3	9
5	7	6	4	6	3	13
6	6	5	0	7	6	13

(6) 小規模保育所 <保育課保育施設利用係、保育施設運営係>

小規模保育所は、保護者が働いているなどの理由で、昼間保育をする人がいない乳幼児（0歳～2歳児）を6人から19人までの定員で保育を行う施設である。

区は設置・運営事業者に対し、開設準備経費と運営費の補助を行っている。

小規模保育一覧

(令和6年4月1日現在)

施設名	保育開始年齢	定員			
		0歳	1歳	2歳	計
HOPPA目黒保育園	0歳(90日以上)	6	7	6	19
不動さつき保育園	0歳(90日以上)	6	6	7	19
HOPPA中町保育園	0歳(90日以上)	2	5	5	12
保育ルーム目黒本町	0歳(90日以上)	2	5	5	12
BabyOne	0歳(90日以上)	7	6	6	19
BUNBUN GARDEN 学芸大学園	0歳(90日以上)	2	5	5	12
マザーグース都立大学園	0歳(90日以上)	2	5	5	12
ウィズブック保育園大岡山	0歳(90日以上)	3	8	8	19
木下の保育園 都立大学	0歳(90日以上)	3	8	8	19
モニカ緑が丘園	0歳(57日以上)	6	6	7	19

(7) 事業所内保育所 <保育課保育施設利用係、保育施設運営係>

子ども・子育て支援新制度における事業所内保育所は、事業者が主体となって従業員の児童を対象に開設した保育所で、従業員の児童（従業員枠）と地域の保育を必要とする児童（地域枠）を一緒に保育する施設である。地域枠については、0歳から2歳児までの児童が対象となっている。

区は運営事業者に対し、運営費の補助を行っている。

(令和6年4月1日現在)

施設名	保育開始年齢	区分	定員						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
キッズピース 三宿保育園	0歳 (57日以上)	地域枠	4	5	6	—	—	—	15
		従業員枠	4	3	5	11	22		45
優っくり 保育園	0歳 (57日以上)	地域枠	2	3	3	—	—	—	8
		従業員枠	1	1	1	—	—	—	3
計			11	12	15	11	22		71

## 5 子育て支援

### (1) 緊急一時保育 <保育課保育施設利用係>

保護者が病気や出産で入院したり、看護等で急に乳幼児の保育ができなくなった場合に、乳幼児を区立保育所で一時的に保育する緊急一時保育を行っている。

年 度	3	4	5
利用児童数	63	57	66
延べ利用日数	620	677	811

### (2) 一時保育 <保育課保育係>

保護者の育児の負担を軽減するため、休養・通院などの理由で一時的に保育が必要な場合に利用できる制度である。

年 度		3	4	5
実 施 施設数	認可保育所	12	12	13
	認証保育所	1	0	0
	小規模保育所	0	0	7
定 員		48	45	49
実施日数		242	243	242
延べ利用人数		5,941	6,762	8,139

### (3) 病後児保育 <保育課保育係>

保育園等に通っている乳幼児が「病気の回復期」にあつて、集団保育が困難な時期に、専用施設で一時的に預かる事業である。

年 度	3	4	5
定 員	4	8	16
実施日数	236	483	928
延べ利用人数	25	140	1023

### (4) ショートステイ <子ども家庭支援センター事業係>

保護者が病気・出産・介護・仕事のための出張などで一時的にお子さんを養育できないとき、一時的に預かる事業である。

#### ア 子どもショートステイ

2歳から小学校6年生までの児童を短期間(1か月につき7日以内)児童養護施設「目黒若葉寮」で預かる事業である。

内容	年 度	3	4	5
子どもショートステイ	延べ利用人員	29	80	85
	延べ利用日数	112	171	214
要支援家庭を対象とした子どもショートステイ	延べ利用人員	4	11	14
	延べ利用日数	14	74	84

#### イ 乳幼児ショートステイ

0歳から2歳未満までの乳幼児を短期間(1か月につき7日以内)「日本赤十字社医療センター附属乳幼児」で預かる事業である。

内容	年 度	5
乳幼児ショートステイ	延べ利用人員	21
	延べ利用日数	64

## (5) 子育てひろば事業

### <放課後子ども対策課児童館係、子育て支援課利用者支援係、保育課保育係>

保護者の子育てに関する不安の解消や子どもの健全育成をはかることを目的として、区立児童館、保育所で子育てひろば事業を実施している。

#### ア 児童館 <放課後子ども対策課児童館係>

みんなで遊ぶルールを知り、子どもや親同士が仲良く交流を深められるように、幼児とその保護者を対象とした乳幼児クラブや子育て講座・幼児のつどい、また保護者・子ども自身からの相談事業も行っている。

「乳幼児活動」

〔実績〕

内容		年度	3	4	5
乳幼児クラブ	延べ参加人数		13,021	19,125	19,055
子育て講座	延べ参加人数		4,511	5,250	6,059
乳幼児のつどい	延べ参加人数				
子育て相談	保護者からの延べ相談件数		95	167	47
	子ども自身からの延べ相談件数		1	18	16

#### イ 子育てふれあいひろば

### <放課後子ども対策課児童館係、子育て支援課利用者支援係、保育課保育係>

区内に区直営6か所、民営8か所に子育てふれあいひろばを設置し、子育ての情報提供やサークルづくりなど地域の親子への支援を行っている。

〔上目黒住区センター児童館実績〕

内容		年度	3	4	5
利用者数	延べ人数		4,901	5,224	7,333
子育て相談	相談件数		148	141	116
講座・つどい	参加延人数		905	736	846

〔ほねっとひろば実績〕

内容		年度	3	4	5
利用者数	延べ人数		7,095	8,439	11,641
子育て相談	相談件数		309	329	228
講座開催	参加人数		-(注1)	-(注1)	2
手遊び・読み聞かせ (週2回開催)	参加人数		-(注1)	886	1,348

注1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

〔民間ひろば実績〕

内容		年度	3	4	5
子育て相談	相談件数	延	786	937	689
育児講座等	参加人数	延	46	89	23
手作り講習会	参加人数	延	1,161	914	766
あそび場開放等	参加人数	延	15,935	14,130	302
あそぼう会等	参加人数	延	128	501	59

## ウ 保育所の子育て支援事業 <保育課保育係>

保育所に入所していない乳幼児のいる家庭を対象に、保育所で子育て支援事業（子育て相談、体験保育等）を行っている。

〔実績〕

内容	年度	3		4		5	
		延		延		延	
子育て相談	相談件数	延	63	延	691	延	823
育児講座	参加人数	延	123	延	54	延	38
体験保育等	参加人数	延	573	延	0	延	151
園庭開放等	参加人数	延	1,238	延	233	延	212
あそび場開放 (ことりのへや等)	参加人数	延	20	延	48	延	57
水遊び、プール開放	参加人数	延	85	延	15	延	82
園児と遊ぶ会等	参加人数	延	1,436	延	255	延	1,947
公園であそぼう会等	参加人数	延	0	延	149	延	227
めぐろっ子あつまれ	参加人数	延	0	延	0	延	138

## (6) 子ども家庭支援センター事業

### <子育て支援課利用者支援係、子ども家庭支援センター事業係・養育支援係>

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに関する親の不安感や負担感、孤立感が増大している。

子ども家庭支援センターは、区民からの多様な子育て相談に応じている。また、子育て不安の解消とあわせて、児童虐待の相談・通報の窓口となり、要保護児童・要支援家庭の把握と虐待の予防に努め、解決に向け関係機関と連携・協力して子どもと子育て家庭を支援するため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を作っている。

また、家事育児支援ヘルパー派遣事業や保健センター等と連携した訪問相談事業を実施しているほか保育園や児童館に対して子育てスーパーバイザーを派遣し、その専門的能力の向上を図っている。

### 子ども家庭支援センター主訴別児童家庭相談実施状況

年 度	3	4	5
子ども家庭支援センター相談受理件数（虐待通告・相談を含む。内訳については別表）	935	980	864
問い合わせ件数	469	821	811
家事育児支援ヘルパー派遣事業（新規利用件数）（注1）	239（12）	223（17）	245（15）
子育てスーパーバイザー派遣事業（相談取扱いケース数）	117	105	124

注1 産後支援件数の（ ）は多胎児育児支援内数

### 虐待通告・相談の内訳

#### ア 虐待通告(疑いを含む)・相談の種類別件数

年 度	3	4	5
身体的	52	53	53
性的	0	3	0
心理的	216	224	262
ネグレクト	30	23	21
非該当	38	50	66
虐待計	336	353	402
相談（虐待以外）計	246	294	185

イ 虐待通告（疑いを含む）・相談の対象児童の年齢別件数

年 度	3	4	5
0～3歳未満	125 (62)	147 (77)	111 (66)
3～学齢前児童	127 (74)	116 (69)	102 (66)
小学生	190 (113)	234 (122)	220 (159)
中学生	71 (28)	90 (43)	70 (43)
高校生等	19 (10)	31 (15)	49 (34)
不明	50 (49)	29 (27)	35 (34)
計	582 (336)	647 (353)	587 (402)

※ ( ) 内数字は虐待受理件数

※ 「不明」は通告があったものの、個人が特定できずに終結したもの

(7) ファミリー・サポート・センター事業 <子育て支援課利用者支援係>

育児援助を必要とする方（ファミリー利用会員）と育児援助ができる方（ファミリー協力会員）が会員となって、ファミリー・サポート・センターの斡旋で育児の援助を行うことにより、育児と就労の両立支援及び子育て家庭の育児支援を行うものである。この事業は区が目黒区社会福祉協議会に委託して実施している。

〔実績〕 (各年度末会員数) 活動実績 令和5年度中の活動件数 3,085件

年 度	3	4	5
協力会員数	420	424	416
利用会員数	331	271	250
両方会員数	4	2	1

ファミリー利用会員…生後6ヶ月から12歳（小学生）までのお子さんをお持ちの区民で育児援助が必要な方

ファミリー協力会員…性別・年齢・資格等を問わず心身健康で育児援助ができる方  
援助は、あくまでも一時的、短期的なサポートとして行う。

主な育児援助の内容…ア 保育施設への送迎

イ 保育時間外の一時保育

ウ 保護者が病気のとときやリフレッシュ時の一時保育など

費用負担……………1時間800円（土・日・祝日1000円）の他、交通費、食費等の実費

6 施設入所児童に対する援護 <子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係>

私立の児童養護施設として愛隣会目黒若葉寮があり、その入所児童に対し、小学校入学・卒業、中学校・高校卒業時に記念品を贈っている。

〔実績〕 (各年度対象者数 単位：人)

区 分	単 価	3	4	5
小学校入学祝金	5,000円（区内共通商品券）	1	1	3
小学校卒業祝金	10,000円（区内共通商品券）	0	2	5
中学校卒業祝金	15,000円（区内共通商品券）	1	4	4
高校卒業祝金	20,000円（区内共通商品券）	4	3	5

## 7 児童館・学童保育クラブ

### (1) 児童館 <放課後子ども対策課児童館係>

児童館は、遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を積極的に図っている。

「あそぼう・まなぼう・ともだちつくろう」「おとなと子どものふれ合いをもとめて」をキャッチフレーズに、だれでも自由に利用することができ、だれもが主人公となって仲間とともに生活体験を豊かにし、0歳～18歳までの子どもたちとその保護者が集うふれあいの場である。

また、親同士が子育ての悩みや子育て経験について交流し、子どもの育ちやすい環境づくりのために力を合わせる場となっている。

開館日 月曜日から金曜日 午前9時から午後6時まで

土曜日、第1・3・5日曜日及びこどもの日 午前9時から午後5時まで

※中央町児童館、碑住区センター児童館、平町児童館、東根住区センター児童館及びこどもの森児童館は、曜日に関わらず午前9時から午後8時まで。ただし、午後6時以降は、中学生・高校生が対象。 休館日 毎月第2，第4日曜日、国民の祝日・休日（こどもの日を除く）、年末年始

〔実績〕

単位：延べ、人数

施設名	駒場児童館	東山児童館	児烏森住区センター	児中目黒住区センター	児目黒区民センター	不動児童館	児油面住区センター	児上目黒住区センター	児五本木住区センター	児向原住区センター	児原町住区センター	緑が丘児童館	児八雲住区センター	中央町児童館	平町児童館	こどもの森児童館	児東根住区センター	児碑住区センター	計	
設立年月日	H7 4.5	S59 4.1	H2 9.17	H4 7.14	S49 8.1	H4 5.5	S62 4.1	S55 6.1	S59 4.1	S60 4.1	S62 11.9	S55 8.1	H10 4.1	H22 4.1	H30 4.1	R2 4.1	R5 4.1	R5 4.16		
年度	区分																			
3	幼児	1,262	2,248	790	1,194	5,597	1,556	1,033	3,537	390	1,854	2,387	5,858	2,292	1,428	5,334	5,564		42,324	
	小学生	6,366	24,037	8,623	16,658	13,542	6,343	12,876	11,704	12,670	12,845	8,713	14,124	10,610	12,000	7,892	7,039		186,042	
	中学生	114	202	1,238	445	656	23	789	104	444	177	104	202	178	2,788	1,614	970		10,048	
	高校生	95	33	123	15	78	4	36	16	8	1	50	345	139	952	1,325	332		3,552	
	大人	3,030	3,854	2,794	2,348	6,317	2,033	2,196	3,976	2,319	2,225	3,015	6,101	3,239	1,481	8,527	5,520		58,975	
	計	10,867	30,374	13,568	20,660	26,190	9,959	16,930	19,337	15,831	17,102	14,269	26,630	16,458	18,649	24,692	19,425		300,941	
4	幼児	1,421	2,875	988	943	5,904	2,417	1,063	4,011	539	2,179	1,901	5,509	2,526	2,105	6,436	5,218		46,035	
	小学生	5,828	27,906	8,717	19,046	13,146	11,883	15,395	13,249	13,648	10,708	9,466	13,734	10,600	12,921	19,932	5,883		212,062	
	中学生	261	476	933	338	609	410	853	162	431	150	89	378	379	3,065	1,747	3,109		13,390	
	高校生	136	15	90	48	45	6	1	8	10	14	62	140	94	1,339	715	294		3,017	
	大人	3,391	4,787	3,092	1,874	6,255	3,779	2,727	4,493	2,799	2,465	2,244	5,562	3,495	2,229	11,043	4,764		64,999	
	計	11,037	36,059	13,820	22,249	25,959	18,495	20,039	21,923	17,427	15,516	13,762	25,323	17,094	21,659	39,873	19,268		339,503	
5	幼児	1,887	3,942	1,811	1,489	7,895	2,920	1,631	6,022	1,285	3,216	1,790	7,637	3,769	3,918	7,510	6,948	6,588	6,764	77,022
	小学生	6,224	32,651	13,482	18,634	14,002	10,017	17,100	9,875	16,286	11,020	9,492	17,122	12,312	12,462	22,740	8,436	14,761	33,321	279,937
	中学生	205	1,311	1,009	688	401	1,290	1,068	254	299	414	81	299	818	4,523	2,318	4,626	1,678	397	21,679
	高校生	54	12	24	25	75	4	302	28	19	3	23	179	14	1,417	613	569	243	77	3,681
	大人	3,402	6,505	4,137	2,162	8,036	4,369	3,089	6,257	4,119	3,276	2,428	8,111	5,339	4,068	14,220	6,500	6,825	13,412	106,255
	計	11,772	44,421	20,463	22,998	30,409	18,600	23,190	22,436	22,008	17,929	13,814	33,348	22,252	26,388	47,401	27,079	30,095	53,971	488,574

## (2) 学童保育クラブ <放課後子ども対策課児童館係>

昭和42年4月、上目黒小学校、鷹番小学校内に学童保育クラブを設置し、本区の学童保育事業を開始した。平成10年4月、児童福祉法改正に伴い、放課後児童健全育成事業として法制化された。

保護者の就労、疾病等の理由で、放課後、家庭で保育できない区内在住及び区内小学校に就学している児童（令和3年度より1年生から3年生までを6年生まで拡充）を預かり、異年齢集団の中で共に遊び、学びながら、生活習慣を身につけること、文化活動、スポーツや行事等に取り組んでいる。

平成25年度から、土曜日を除く保育の開始時間及び終了時間をそれぞれ15分間拡充した。  
 令和3年度より民営の学童保育クラブ、令和4年度より全学童保育クラブで延長保育を開始した。

保 育 日 月曜日から土曜日（祝日等は休み）

保育時間 学校開校日 下校時から午後6時15分まで

夏休み等の学校休業期間 午前8時15分から午後6時15分まで

（土曜日は、午前8時30分から午後6時まで）

※午前8時から午後7時までの延長保育実施

〔入所児童数〕

（各年度4月1日現在）

クラブ名	受入可能数 学年	3					4					5					開設 期限	備 考
		1	2	3	4-6	計	1	2	3	4-6	計	1	2	3	4-6	計		
東山児童館学童 保育クラブ	70	18	20	21	4	63	23	20	15	12	70	37	23	10	0	70	S57. 4	東山児童館に 併設
東山児童館第二 学童保育クラブ	70	23	17	19	9	68	25	23	14	8	70	26	20	21	3	70	H22. 4	東山児童館学童 保育クラブの定 員超過により開 設
東山児童館第三 学童保育クラブ	60	26	15	17	2	60	25	20	13	2	60	17	27	15	1	60	R2. 4	東山児童館学童 保育クラブの定 員超過により開 設
中目黒住区センタ ー児童館学童保育 クラブ	110	11	30	25	4	70	15	32	29	4	80	13	37	25	8	83	H4. 9	中目黒住区セン ター児童館に併 設
目黒区民センタ ー児童館学童保 育クラブ	104	20	40	28	12	100	18	37	36	11	102	16	41	32	14	103	S49. 8	目黒区民センタ ー児童館に併設
（分室）田道小学 校内学童保育ク ラブ	84	37	20	18	9	84	21	32	11	9	73	28	19	30	7	84	H15. 10	
油面住区センタ ー児童館学童保 育クラブ	60	18	24	15	3	60	17	17	23	2	59	10	25	24	1	60	S43. 4	油面住区センタ ー児童館に併設
（分室）油面小学 校内学童保育ク ラブ	50	23	10	14	3	50	14	21	11	3	49	44	2	3	1	50	H30. 10	
上目黒住区センタ ー児童館学童保 育クラブ	70	22	21	12	5	60	8	19	21	7	55	9	9	18	12	48	S55. 4	上目黒住区セン ター児童館に併 設
五本木住区センタ ー児童館学童保 育クラブ	60	21	23	9	7	60	19	18	21	2	60	14	19	13	12	58	S57. 4	五本木住区セン ター児童館に併 設
向原住区センタ ー児童館学童保 育クラブ	60	2	28	14	6	50	5	5	28	5	43	11	12	17	19	59	S60. 4	向原住区センタ ー児童館に併設
原町住区センタ ー児童館学童保 育クラブ	60	7	17	6	0	30	14	9	20	8	51	11	13	11	18	53	S44. 4	原町住区センタ ー児童館に併設
緑が丘児童館学 童保育クラブ	64	22	13	7	0	42	20	24	13	2	59	18	14	23	2	57	S55. 4	緑が丘児童館に 併設
八雲住区センタ ー児童館学童保 育クラブ	60	14	12	18	4	48	18	14	23	5	60	23	22	10	5	60	H5. 4	八雲住区センタ ー児童館に併設
小 計	982	277	302	232	75	886	242	291	278	80	891	277	283	252	103	915		

クラブ名	受入可能数 学年	3					4					5					開設 期限	備 考
		1	2	3	4-6	計	1	2	3	4-6	計	1	2	3	4-6	計		
		中央町児童館学 童保育クラブ	60	23	14	17	3	57	5	23	18	13	59	6	14	20		
不動児童館学童 保育クラブ	120	58	47	13	2	120	70	47	2	1	120	49	59	11	1	120	S59. 4	不動小学校敷地 内 (株)アソシエ・ インターナシヨ ナル
大岡山学童保育 クラブ	50	15	10	15	10	50	25	15	9	1	50	18	23	8	1	50	H6. 4	平町老人いこい の家併設 (株)アソ シエ・インターナ シヨナル
中根小学校内学 童保育クラブ	80	35	23	16	6	80	34	29	16	1	80	25	28	26	1	80	H14. 9	ライクキッズ (株)
宮前小学校内学 童保育クラブ	60	27	17	16	0	60	22	23	13	2	60	21	19	20	0	60	H19. 3	(株)アソシエ・イン ターナシヨナル
烏森住区センタ ー児童館学童保 育クラブ	60	19	23	17	1	60	22	19	19	0	60	25	22	11	1	59	S45. 4	社会福祉法人桑 の実会 桑の実 保育園併設
烏森住区センタ ー児童館第二学 童保育クラブ	30	8	3	13	5	29	7	9	4	8	28	7	7	10	2	26	H30. 4	社会福祉法人桑 の実会
平町学童保育ク ラブ	70	21	24	19	6	70	25	20	18	7	70	28	20	20	2	70	H30. 4	平町児童館に併 設 ライクキッ ズ(株)
東根学童保育ク ラブ	46	14	21	11	0	46	28	10	8	0	46	36	7	3	0	46	H11. 9	東根小学校内 社会福祉法人白 樺会
東根第二学童保 育クラブ 注1	15	4	2	3	6	15	2	5	5	3	15	—	—	—	—	—	R1. 8	令和5年3月31日 付廃止。
駒場小学校内学 童保育クラブ	30	6	17	3	4	30	9	5	14	1	29	9	11	4	6	30	R2. 4	(株)マミー・イン ターナシヨナル
下目黒小学校内 学童保育クラブ	30	22	7	1	0	30	25	4	1	0	30	26	1	2	1	30	R2. 4	(株)東急キッズ ベースキャンプ
八雲小学校内学 童保育クラブ	30	8	17	2	1	28	16	9	5	0	30	24	4	1	1	30	R2. 4	(株)セリオ
菅刈小学校内学 童保育クラブ	30	21	5	1	3	30	22	7	1	0	30	23	5	2	0	30	R3. 4	(株)マミー・イン ターナシヨナル
中目黒小学校内 学童保育クラブ	30	27	1	0	0	28	27	1	0	0	28	25	4	1	0	30	R3. 4	(株)東急キッズ ベースキャンプ
向原小学校内学 童保育クラブ	40	20	1	2	0	23	21	19	0	0	40	20	18	2	0	40	R3. 4	(株)セリオ
月光原小学校内 学童保育クラブ	30	17	5	7	1	30	19	11	0	0	30	25	5	0	0	30	R3. 4	(株)セリオ
原町小学校内学 童保育クラブ	45	23	0	6	0	29	18	22	0	0	40	16	15	14	0	45	R3. 4	(株)セリオ
三田学童保育ク ラブ	15	—	—	—	—	—	5	2	0	2	9	4	5	3	3	15	R3. 8	田道住区三田分 室内(株)東急キ ッズベースキャ ンプ
鷹番学童保育ク ラブ	70	13	12	9	7	41	14	8	8	9	39	11	22	7	11	51	H3. 9	(株)マミー・イン ターナシヨナル
鷹番小学校内学 童保育クラブ	30	—	—	—	—	—	24	5	1	0	30	24	5	1	0	30	R4. 4	(株)日本保育 サービス

クラブ名	受入可能数 学年	3					4					5					開設 期限	備 考	
		1	2	3	4-6	計	1	2	3	4-6	計	1	2	3	4-6	計			
公 設 民 営	上目黒小学校内 学童保育クラブ	30	—	—	—	—	16	3	0	2	21	16	13	1	0	30	R4. 4	(株)東急キッズ ベースキャンプ	
	菅刈学童保育ク ラブ	62	8	22	20	8	58	6	21	24	9	60	6	17	21	9	53	S56. 4	(株)マミー・イン ターナショナル
	目黒本町学童保 育クラブ	64	5	17	14	6	42	8	9	22	9	48	8	18	15	13	54	S56. 4	(株)明日葉
	碑住区センター児 童館学童保育ク ラブ 注2	100	37	34	27	2	100	53	34	12	1	100	39	47	13	1	100	S43. 4	(公)児童育成協 会
	碑小学校内学童保 育クラブ	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25	2	2	1	30	R5. 4	(株)東急キッズ ベースキャンプ
	五本木小学校内学 童保育クラブ	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0	0	0	9	R5. 4	(株)マミー・イン ターナショナル
	東根住区センター 児童館学童保育 小 計	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	28	5	1	40	R5. 4	(株)東急キッズ ベースキャンプ
小 計	1,327	418	310	223	64	1,015	523	360	200	69	1,152	531	419	223	73	1,246			
民 営	愛隣会学童保育 クラブ	70	30	10	24	6	70	17	28	9	16	70	13	14	25	12	64	S53. 1	社会福祉法人愛 隣会内
	東が丘学童保育 クラブ	46	15	18	13	0	46	16	13	16	1	46	13	11	15	7	46	S54. 2	私立東が丘保育 園に併設 社会福 祉法人白樺会
	南学童保育クラ ブ	45	18	13	7	6	44	14	14	9	8	45	17	12	12	4	45	H19. 4	(株)アソシエ・イン ターナショナル 借上施設内
	小 計	161	63	41	44	12	160	47	55	34	25	161	43	37	52	23	155		
私 立	そらのした学童 保育クラブ	40	12	24	4	0	40	21	8	11	0	40	15	17	8	0	40	R1. 4	社会福祉法人さ がみ愛育会
	こどもの森学童 保育クラブ	40	38	1	1	0	40	9	26	5	0	40	11	7	21	1	40	R2. 4	(株)こどもの森
	小 計	80	50	25	5	0	80	30	34	16	0	80	26	24	29	2	81		
合 計	2,535	808	678	504	151	2,141	842	740	528	174	2,284	834	726	504	177	2,241			

注1：東根第2学童保育クラブは、令和5年4月1日付東根住区センター児童館学童保育クラブの開設に伴い廃止。

注2：旧ひもんや学童保育クラブは、碑住区センター児童館への移転に伴い名称変更。

## 8 ランランひろば <放課後子ども対策課放課後子ども事業係>

ランランひろばは、放課後や夏休みに、小学校の校庭や体育館、特別教室等を活用し、子どもの安全・安心な居場所を提供している。

〔対 象〕 主に実施小学校の児童

〔実施日時〕 ① 学校開校日の下校時から午後5時まで

② 夏季学校休業期間の午前9時から午後5時まで

※ 午後0時から午後1時までは昼食利用時間

教育活動停止日は実施しない

〔実 績〕 (延べ利用人数)

年度 小学校名	5
八雲	16,154
菅刈	15,089
下目黒	11,021
中目黒	11,165
烏森	8,057
向原	10,524
鷹番	15,997
月光原	10,004
駒場	6,391
原町	15,067
不動	18,917
上目黒	7,704
東根	17,129
中根	19,492
宮前	20,175
計	202,886

## 9 子どもの権利擁護委員制度 <子育て支援課利用者支援係>

### (1) 「子どもの権利擁護委員制度」の設置

目黒区子ども条例に基づき「子どもの権利擁護委員制度」(めぐろ はあと ねっと)を設置している。

この制度の目的は、いじめや差別、暴力など、子どもたちが抱える問題を、相談員や子どもの権利擁護委員が本人や保護者と一緒に解決に向けて考え、行動することである。

### (2) 制度の内容

- 子どもの権利擁護委員面談日：水曜日～土曜日 午前10時から午後4時まで(月4回、要予約)  
子どもの権利擁護委員(区から委嘱)2人が交替で、相談・申立てを受ける。
- 相談日：水曜日～土曜日 午前10時から午後5時まで 年末年始、祝日を除く。専門の相談員が電話相談を受ける。

### (3) 相談実績

主たる電話相談内容	相談者	3	4	5
いじめ	子ども	2	3	1
	大人	4	4	45
	不明	0	0	0
子ども同士の悩み	子ども	9	3	4
	大人	3	0	0
学校（園）についての悩み	子ども	6	7	4
	大人	63	21	33
	不明	0	0	0
不登校	子ども	0	1	0
	大人	0	4	1
虐待や虐待につながるおそれ	子ども	0	0	0
	大人	0	0	2
家庭内暴力	子ども	0	1	0
	大人	0	3	0
家族についての悩み	子ども	4	0	1
	大人	19	8	10
子育てについての悩み	子ども	0	0	0
	大人	25	10	2
性に関する悩み	子ども	1	2	1
	大人	0	0	1
その他	子ども	2	5	1
	大人	18	87	112
	不明	6	0	1
計	子ども	24	22	12
	大人	132	137	206
	不明	6	0	1
相談延べ件数		162	159	219

## 10 子ども施策推進会議 <子育て支援課子育て支援推進係>

目黒区子ども条例に基づき、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりに関することについて審議する。委員は学識経験者、関係団体等の構成員及び公募区民で組織されている。

令和5年度は、5回開催した。

## 11 私立幼稚園事業

### (1) 私立幼稚園保護者補助 <子育て支援課子育て支援係>

私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、特別支援学校幼稚部、国立大学附属施設幼稚園に在籍する幼児又は私立の幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園若しくは幼保連携型認定こども園に在籍する短時間利用児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図る。

## ア 概要

### (ア) 入園料補助金

私立幼稚園等に入園料を支払った保護者に対して、一人の幼児につき1回に限り交付する。

### (イ) 保育料補助金

私立幼稚園等に保育料等を支払った保護者に対して、月額で単価を定めて交付する。

※ 当該年度において、幼児が目黒区の住民基本台帳に記録され、かつ、私立幼稚園等に在籍している期間が対象となる。

### (ウ) 施設等利用給付（無償化事業給付金）（令和元年10月から開始）

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に保育料等を支払った保護者に対して、月額で単価を定めて交付する。

### (エ) 預かり保育料補助金（令和元年10月から開始）

幼児教育・保育無償化に伴い新設された制度で、幼稚園の教育時間の他に預かり保育を利用して、保育の必要性が認められた子どもの保護者に対して、利用実態に応じて月額上限額の範囲内で、預かり保育料に対する補助金を交付する。

## イ 実績

年 度		3	4	5
入園料補助金	人 数	856	741	712
	金 額	51,125,000	44,320,000	42,587,500
保育料補助金	延人数	29,304	26,216	23,378
	金 額	277,369,620	250,587,220	231,007,980
施設等利用給付 （無償化事業給付金）	人 数	2,437	2,146	1,906
	金 額	709,745,370	623,376,666	552,054,652
預かり保育料補助金	人 数	500	471	470
	金 額	18,683,482	18,719,776	18,832,290

## (2) 私立幼稚園等教育振興 <子育て支援課子育て支援係>

本区における幼児教育の充実と振興を図り、併せて教育条件の向上に資するための補助を行う。

### ア 概要

#### (ア) 幼児教育研究委託

私立幼稚園における幼児教育の充実と振興を図るため、目黒区私立幼稚園協会に幼児教育研究を委託する。

#### (イ) 幼児歯科検診委託

目黒区内の私立幼稚園に通園する園児の健康を維持するため、目黒区歯科医師会に委託して歯科検診を実施する。

#### (ウ) 私立幼稚園協会補助

目黒区私立幼稚園協会が行う私立幼稚園の教育条件の向上に資する事業に対して補助する。

#### (エ) 心身障害児教育事業費補助

心身障害児が就園している私立幼稚園に対して、私立幼稚園の運営にかかる負担を軽減し、心身障害児教育の充実と発展を図ることを目的に補助する。

#### (オ) 私立幼稚園教諭処遇改善費補助

質の高い幼児教育の安定的な供給を実現するため、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に対して、教諭の処遇改善に充てるための費用を支給する。

(カ) 私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助

新型コロナウイルス感染症対策を実施する私立幼稚園に対して、これに係る経費の一部を補助する。

(キ) 私立幼稚園原材料価格等高騰対策給付金

私立幼稚園に対して、物価高騰対策のための給付金を支給する。

(ク) 私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金（５年度のみ）

私立幼稚園における子供の安全・安心を確保するため、送迎バスへの安全装置の設置、園内外での安全対策等に係る経費の一部を補助する。

(ケ) 私立幼稚園給食事業補助金

在籍する園児を対象に実施する弁当提供サービスについて、その経費の一部を補助する。

イ 実績

(単位：円)

年 度	3	4	5
幼児教育研究委託	3,362,700	3,362,700	3,857,700
幼児歯科検診委託	2,617,362	2,471,953	2,471,953
私立幼稚園協会補助	18,105,600	17,774,400	17,443,200
心身障害児教育事業費補助	17,202,000	19,032,000	18,300,000
私立幼稚園教諭処遇改善費補助	9,572,400	10,821,600	10,447,200
私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助	2,433,000	1,868,000	40,000
私立幼稚園原材料価格等高騰対策給付金	-	16,741,980	16,215,948
私立幼稚園送迎バス等安全対策支援事業費補助金	-	-	8,947,000
私立幼稚園給食事業補助金	-	-	6,117,720
合 計	53,293,062	72,072,633	83,840,721

目黒区内私立幼稚園一覧

(令和6年4月1日現在)

幼稚園名	所在地	満3歳 児定員	3歳児 定員	4歳児 定員	5歳児 定員
枝光会駒場幼稚園	駒場3-3-18	-	50	60	65
駒場幼稚園	大橋2-18-71	20	50	60	60
枝光学園幼稚園	上目黒3-31-2	-	40	80	80
恵泉バプテスト教会附属 めぐみ幼稚園	中目黒3-13-29	-	20	30	30
祐天寺附属幼稚園	中目黒5-24-47	-	140	140	140
目黒日本大学幼稚園	目黒1-6-15	-	110	105	105
中目黒幼稚園	目黒3-4-5	-	30	30	30
目黒幼稚園	下目黒4-10-24	-	90	105	105
平塚幼稚園	祐天寺1-23-11	-	40	56	56
碑文谷教会付属幼稚園	中央町1-21-10	10	30	30	30
円融寺幼稚園	碑文谷1-22-22	20	90	105	105
目黒サレジオ幼稚園	碑文谷1-26-24	-	110	170	170
育英幼稚園	鷹番3-15-3	-	46	47	47
志のぶ幼稚園	平町2-17-21	10	20	20	20
若草幼稚園	自由が丘2-3-20	-	20	30	30

幼稚園名	所在地	満3歳児定員	3歳児定員	4歳児定員	5歳児定員
ベテル幼稚園	柿の木坂1-31-19	10	20	25	25
アゼリア幼稚園	柿の木坂3-2-23	-	50	60	60

※若水幼稚園は令和6年3月31日で閉園

## 12 奨学資金貸付 <子育て支援課子育て支援係>

教育の機会均等をはかり、将来社会に貢献できる人材を育成するため、学業に意欲のある生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、修学上必要な奨学資金を貸与するもの。

### (1) 概要

目黒区内に引き続き1年以上在住の者の子弟又はこれに準ずる者で、学業に意欲があり、経済的理由により修学困難な高等学校生又は高等専門学校生に、正規の修学期間中、下記の範囲内で修学に必要な資金を無利子で貸与する（連帯保証人1名）。

資金は、貸与期間終了の1年後から10年以内で返還してもらう。

	貸与限度額
私立	入学するうえで必要な30万円以内

### (2) 実績

		3	4	5
奨学生	応募数	0	2	0
	不採用数	0	0	0
	辞退数	0	1	0
	採用数	0	1	0

(単位：円)

		3	4	5
	令和3年度生	-	-	-
	令和4年度生	-	-	-
	令和5年度生	-	300,000	-
	令和6年度生	-	-	-
	計	0	300,000	0

## 13 受験生チャレンジ支援貸付相談 <福祉総合課くらしの相談係>

中学3年生・高校3年生やこれに準ずる者の学習塾・通信講座等の受講費用および高校・大学受験等の受験料を無利子で貸し付けることにより、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行う、東京都の制度である。

区の窓口では、東京都への経由事務を行っている。

年度	借入申込書区窓口経由件数	
	学習塾等受講料	受験料
3	33	39
4	66	67
5	74	80